

間税会ニュース

平成29年5月15日
No. 49



〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-7-3 皐月マンション311号 TEL 092(405)5646
FAX 092(405)5647

間税会は消費税のあり方を考える会です



写真提供：小倉間税会

ミクニワールドスタジアム北九州（福岡県北九州市）

2017年3月12日 北九州市小倉北区浅野に天然芝のスタジアムが完成。ここをホームとするギラヴァンツ北九州と秋田の開幕戦にはJ3リーグ史上最多1万5,000人の観客が集まった。

各種イベントの開催も予定され、小倉の街に賑わいを生み出すことが期待されます。

(主要目次)

●「税の標語」募集	2	福岡間税会軽減税率制度研修会.....	4
●活動報告・新着情報	3	北九州ブロック消費税研修会.....	4
福局間連女性部研修会.....	3	●Q&A(その1).....	5
福局間連正副会長会議及び理事会.....	3	どんな商品が軽減税率制度の対象になるの?..	5
西福岡間税会青年女性部創立20周年記念式典.....	4	軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わるの?.....	7



○○市○○町一―二―三
 ○○内

○○間税会事務局 御中

「税の標語」

①「なるほどね！」知って納得 税のこと

②納税は 一人一人の 意識から

住所
氏名
電話番号
(○○間税会)

内容

税（消費税に限定しません。）に関するものでしたら、形式、内容は自由です。（形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由で、短歌調のように長くなっても差し支えありません。）
 ただし、未発表のものに限ります。また、過去の入賞作品と同じか著しく類似しているものは、入賞作品として採用されません。

応募要領

○対象者…間税会員、非会員を問いません。

○応募方法…「郵便」か「FAX」又は「全間連インターネット・ホームページ」により、住所、氏名、所属団体名（会員の方）、連絡先電話番号を明記して応募して下さい。なお、応募は、全国間税会総連合会に対して直接行っても差し支えありませんが、**できるだけ応募者の地元の間税会を通して行うこととして下さい。**
 おって、「郵便」及び「FAX」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。

※「税の標語」の募集は、一般財団法人 大蔵財務協会の後援を受けています。

○応募期限…平成29年9月10日(日)まで

応募先

① 応募者の地元の間税会
 ② 〒105-0003 東京都港区西新橋3-23-6 白川ビル3F
 全国間税会総連合会事務局
 ・ホームページアドレス <http://www.kanzeikai.jp>
 ・FAX 03-3437-0301

入賞作品

最優秀作品、優秀作品、佳作作品などの入賞作品については、入賞者に賞状と記念品を贈呈します。

「税の標語」の活用…応募された作品は、全間連（傘下間税会を含む）の広報活動に利用する場合があります。その場合には、氏名、住所（市・区又は学校名）を掲載することがありますので、その点をご理解の上応募して下さい。

福局間連女性部研修会開催される

主 催：福岡国税局間税会連合会女性部
日 時：平成 29 年 1 月 25 日（水）
場 所：ホテルセントララーザ博多

福岡国税局間税会連合会女性部（波左間高子部長）は 1 月 25 日（水）福岡市博多区のホテルセントララーザ博多で研修会を開催した。

この研修会は、九州運輸局と福岡国税局にお願いし 4 部構成で、消費税、酒税関連の盛沢山の内容となった。

当日は中野会長のあいさつの後、第 1 部では、九州運輸局観光企画課の田中昭夫係長が『訪日外国人旅行者の動向』の演題で、第 2 部では、九州運輸局観光地域振興課の牟田嘉伊座係長が『観光地域づくり』の演題で、第 3 部では、福岡国税局の里崎 馨消費税課長が『消費税の軽減税率制度』の演題で、第 4 部では、福岡国税局の川浪 悟 酒類業調査官が『福岡・佐賀・長崎 酒のおはなし』の演題でそれぞれ研修講演を行った。

各講師の分かり易い説明と、豊富な研修資料の提供を受けるなど、2 時間の研修時間があったという間に過ぎ有意義な研修会となった。



福局間連 正副会長会議及び理事会を開催

主 催：福岡国税局間税会連合会
日 時：平成 29 年 2 月 6 日（月）
場 所：ホテルセントララーザ博多

福岡国税局間税会連合会（中野文治会長）は、2 月 6 日福岡市のホテルセントララーザ博多で正副会長会議と理事会を開催した。

来賓に福岡国税局の里崎 馨消費税課長ほか幹部を招き、正副会長会議では下記の内容を中心に説明、意見交換が行われた。

- [1] 平成 29 年度の事務計画について
- [2] 役員改選について
- [3] 平成 29 年度の重点施策について

その後の理事会では、正副会長会議に加えて下記について活発な意見交換が行われた。

- [4] 1 月 23 日の全間連常任理事会の結果報告
- [5] 会員増強による組織の拡大、財務基盤の確立強化
- [6] 局連役員へのアンケート（局連事務運営）

意見交換が行われた内容について、今後は早急に明確な目標と具体的な施策を構築し、再度 5 月 8 日の正副会長会議及び理事会で決定することとした。



西福岡間税会青年女性部創立 20 周年記念式典開催される

日 時：平成 29 年 2 月 15 日（水）

場 所：福岡市室見「三四郎」

去る 2 月 15 日（水）西福岡間税会青年女性部は福岡市室見の「三四郎」において、創立 20 周年式典、講演会並びに祝賀会を開催した。

来賓として西福岡税務署の大澤良次署長、飯田 健副署長、福局間連の中野文治会長ほか多数のご臨席のもと、第 1 部の記念講演が開催された。

第 1 部は、福岡大学経済学部教授 木下敏之氏が「トランプ大統領に学ぶ！地域内循環のまちづくり」と題して講演、分かり易い最新の情報に関する話が好評でした。

第 2 部の記念式典に入り、友納実行委員長の開会挨拶の後、歴代青年女性部長に対する表彰式等が行なわれた。

その後、第 3 部の祝賀会へ移行し多数の出席者が青年女性部の 20 周年を祝い、盛会のうち終了となった。



歴代青年女性部長 表彰式



講演会

福岡間税会が軽減税率制度の研修会を開催



日 時：平成 29 年 3 月 22 日（水）

会 場：セントラルホテルフクオカ 3F

議 題：軽減税率、インボイス制度の概要

講 師：福岡国税局 消費税課 軽減税率制度係長 轟 貴之 様
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営支援部 経営支援企画課
消費税軽減税率対策費補助金統括室 課長 田添 翔一 様

参加者：100 名

福岡間税会（林孝行会長）は、3 月 22 日、福岡市中央区のセントラルホテルフクオカで「消費税改正研修会」を開催した。会員らのほか、福岡税務署の幹部が来賓で出席した。

まず林会長があいさつに立ち、消費税増税の経緯や研修会の趣旨について説明した。

研修会では、福岡国税局消費税課軽減税率係の轟貴之係長が軽減税率やインボイス制度の概要を説明するとともに対象品目や帳簿・請求書等の記載と保存について個別事例を交えながら説明。続いて、中小企業基盤整備機構経営支援企画課消費税軽減税率対策費補助金統括室の田添翔一氏が複数税率対応のレジ導入や受発注システムの改修に係る支援策について、補助金制度の概要や注意すべきポイント、申請の対象期間などを説明した。



北九州ブロック間税会連絡協議会が消費税研修会を開催

日 時：平成 29 年 4 月 24 日（月）

会 場：ステーションホテル小倉

北九州ブロック間税会連絡協議会（深町会長）は 4 月 24 日、北九州小倉北区のステーションホテル小倉で消費税研修会を開催した。

間税会は従来から終始軽減税率の導入には反対しているものの、軽減税率の基礎知識、最新情報を取得すべく北九州地区の 5 間税会の役員を対象として開かれました。

当日は深町会長と古別府小倉税務署長のあいさつした後、第 1 部では九州経済産業局産業部中小企業課 福成課長補佐が「消費税軽減税率対策補助金について」の演題で、第 2 部では福岡国税局課税第二部 里崎消費税課長が「消費税軽減税率制度について」の演題でそれぞれ研修講演を行った。

豊富な研修材料と分かり易い説明、熱心な質疑応答とも合いまって大変有意義な研修会となった。



間税会は軽減税率に反対ですが、 知識対策は必要です。Q&A（その1）



どんな商品が軽減税率 制度の対象になるの？

軽減税率（8%）の対象品目は、

A

- ① 飲食料品（お酒や外食サービスは除く）
- ② 週2回以上発行される新聞（定期購読されるものに限る）です。

消費税軽減税率制度の対象品目

対象品目…軽減税率8%

対象外品目…標準税率10%

新聞

週2回以上発行される新聞
（定期購読されるものに限る）



- ① 飲食に用いられる設備（椅子・テーブルなど）のある場所において、
- ② 飲食料品を飲食させるサービス



持ち帰りのための容器に入れ、
または包装を施して行う飲食料品

- ・牛丼屋のテイクアウト
- ・コンビニの弁当（※）

※イートインスペースで飲食する場合は標準税率となります。

出張料理など



有料老人ホーム等で
提供される
飲食料品



外食

- ・牛丼屋などでの店内飲食
- ・フードコートでの飲食

飲食料品

（食品表示法に規定する食品）



酒類



一体商品



1万円（税抜）以下の少額のもので、価額のうちに軽減税率の対象となる食品の占める割合が2/3以上である場合に限り、全体が軽減税率の対象となります。

医薬品
医薬部外品等



①
うちの店では買ってもらったパンを店内で食べられるようにしているけど、軽減税率の対象品目になるのかな？



②
「外食」に当たるかどうかポイントとなります。持ち帰りを前提とした販売(※)は軽減税率の対象になります。

※持ち帰りの意思確認を行った場合や、持ち帰りのための容器に入れたり、包装したりした場合などが該当。



すべての事業者に影響があります！

Q 消費税の軽減税率制度への対応が必要なのは基本的に飲食料品や新聞を取り扱う事業者だけですか？



A

いいえ、これらを取り扱わない事業者も、贈答用の食品、会議や接客時の茶菓の購入などは、軽減税率の対象となり、納税額の計算に影響します。

贈答品



会議、接客時に供する茶菓



■ 軽減税率制度はすべての事業者に影響があります！

理由1

対象品目を扱わない事業者を含め、すべての課税事業者が標準税率(10%)と軽減税率(8%)を区分して経理を行います。

- ・経理システムの変更、改修等が必要になる可能性があります。
- ・適用税率ごとに区分した経理ができない中小事業者などに対しては、一定期間、税額計算の特例措置が設けられています。

理由2

取引先から新しい記載ルールに基づいた請求書等の発行が要求されることがあります。

理由3

免税事業者も取引先から「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等を求められることがあります。

このページのポイント チェックしよう！

- 消費税の軽減税率制度の対象品目を確認する。
- 取引先への贈答用の飲食料品(酒類を除く。)、社内で供する茶菓などを購入した場合も軽減税率の対象となるので注意する。



軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わるの？

毎日たくさんの伝票があつて大変！
軽減税率が実施されると、具体的にどんな作業が出てくるのかな？



①

事業者によって様々な対応が必要となる可能性があります。まずは日々の業務を振り返り軽減税率が関係する事項を洗い出しましょう。



②

A 取り扱う商品の適用税率の把握や、適用税率ごとに区分した記帳など様々な対応が必要となる可能性があります。

■飲食料品小売業を営む事業者の例

納品書に記載された適用税率が正しいか確認



毎日の売上げ・仕入れを適用税率別に区分して記帳



複数税率に対応したレジへの買替え・改修



新しい記載ルールに則った請求書や領収書の発行



アドバイス

毎日の業務で適切な商品管理を行い、個々の商品の適用税率を把握しておく必要があります。



軽減税率制度の実施により毎日の仕事で新しい事務が発生します。

■毎日の仕事での主な対応例

値付け

- 取り扱う商品の税率を確認する。
- 適用税率や原価を踏まえて値付けする。

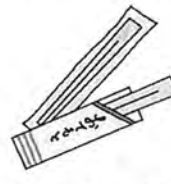
自社製造の惣菜・お弁当等の仕入れに係る消費税率



食材8%



光熱費10%



わりばし10%

自社で製造



お弁当8%

仕入れ

- 各品目の税率が正しいか確認する。
- 税率がわからない場合は仕入先に確認し自社で軽減税対象のものはその旨を請求書等に記載する。
- 仕入先ごとに、納品書に基づき、標準税率(10%)と軽減税率(8%)とを分けて記帳する。

販売

- お客様から適用税率等について問い合わせが発生した際に回答できるように、従業員教育を行う。
- 請求書、領収書に軽減税率対象品目である旨の記載、税率ごとに合計した対価の額を記載する。
- 販売した商品について請求書等に基づき、標準税率(10%)と軽減税率(8%)とを分けて記帳する。

支払い

- 仕入先ごとに納品書と請求書の各品目の税率、請求金額に誤りがないかを確認する。
- 受け取った請求書等を保存する。

申告

- 税率ごとに区分して記帳された帳簿等に基づいて消費税の税額を計算する。

このページのポイント チェックしよう!

- 日々の業務を振り返り、軽減税率が関係する事項を洗い出す。
- 毎日の売上げと仕入れを適用税率ごとに区分して記帳する。
- お客様対応など、日々の業務における対応を検討する。